

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県五條土木事務所長から次のとおり公共測量を実施すること
について通知がありました。

令和五年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図修正）
- 二 測量の地域 五條市内
- 三 測量の期間 令和五年一月二十三日から同年三月二十四日まで